

## 令和5年度町政懇談会事前質問・回答

※質問は個人が特定される表現について、一部内容を変更しております。

### 質 問

前段

本年5月から、「利根町みんなのまち基本条例」が施行されています。

住民が主役として町づくりに提言、参画していくという基本方針は、もし、条例が有効に活用されれば大変、素晴らしいことだと思います。

現在の「基本条例」だけでは、住民参加は難しいので、誰もが「意見」をいえる仕組みづくりが必要で、町当局としても、具体案を検討されていることと思います。

当然のことですが、制度、運用の仕組みというものは、制定しただけではだめで、それが、効果を持つには、取り扱う「町当局」が、趣旨を理解し、前向きに且つ、公平に住民の意見を取り上げる必要があります。その「前向き、公平」性が、疑われるような事例がありますので質問いたします。

#### ◆質問①

知人が、町の監査委員に対して、民法に定められている「住民監査請求」を行った。

監査委員は、監査の上、請求を却下した。

この過程に問題はないが、未だに、「監査請求」があったこと、及びこれを却下したことの「公表」がなされていない。

#### ◆質問②

住民監査請求については、「却下」の場合でも、町民に監査請求の事実を知らせる為、これを公表することになっている。（総務省「住民監査請求・住民訴訟制度について」）

#### ◆質問③

公表しない理由について、お聞きしたい。

肝心の「利根町みんなのまち基本条例」における「住民意見」が、恣意的に伏されることも考えられます。

### 回 答

個別の案件となりますので、住民監査請求の概要等についてご説明させていただきます。

#### ■ 住民監査請求とは

町民が、町長及び町職員等による違法又は不当な財務会計上の行為や違法又は不当に財産の管理を怠る事実があると判断した場合に、監査委員に対し監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求することができる制度です。（地方自治法第242条）

## ■ 請求の対象

次に掲げる違法又は不当な財務会計上の行為や違法又は不当に財産の管理を怠る事実が住民監査請求の対象です。

	監査請求対象	例
違法又は不当な財務会計上の行為	公金の支出	補助金の支出
	財産の取得, 管理, 処分	町有地の取得や売却
	契約の締結, 履行	工事請負契約の締結
	債務その他の義務の負担	借入
違法又は不当に財産の管理を怠る事実	公金の賦課徴収を怠る事実	町税の徴収
	財産の管理を怠る事実	町有地や町債権の保全管理

※違法又は不当な財務会計上の行為は、行われることが相当の確実さで予測される場合を含みます。また、行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときには、正当な理由がない限り住民監査請求をすることができません。

## ■ 監査結果の決定による公表について

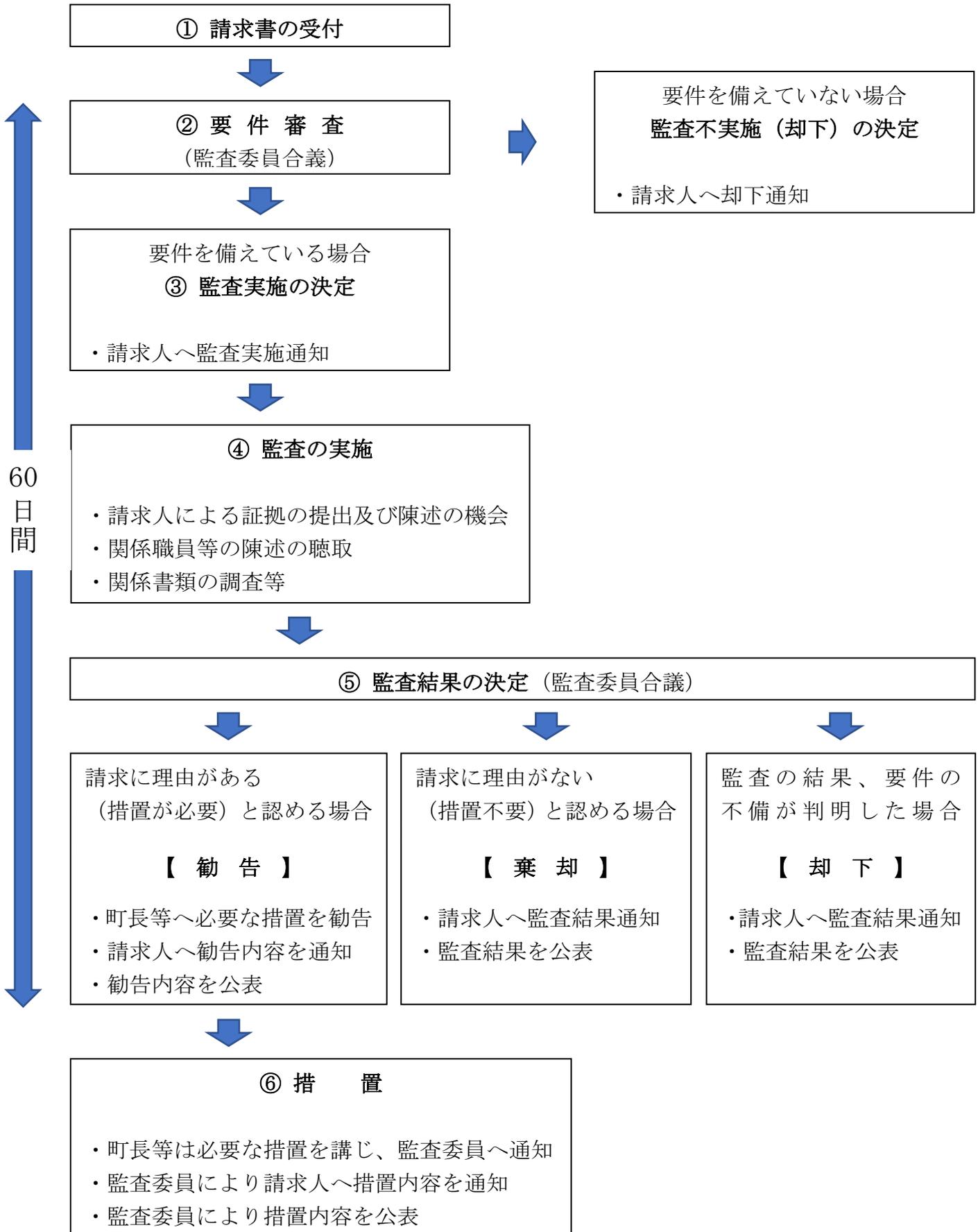
監査請求がなされた場合、地方自治法第242条（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）に定める要件を備えているかの要件審査（監査委員合議）を行います。

要件を備えている場合には監査を実施し、監査結果の決定（勧告・棄却・却下）に基づき、措置を講ずることとなります。

要件を備えていない場合には、監査不実施（却下）となり、請求人に対して却下した旨を通知します。（監査は行われません。）

監査結果の決定による公表は、監査が実施された請求について法第242条第5項の規定に基づき、請求人に通知するとともに、公表が行われますが、要件を備えておらず監査不実施（却下）の請求につきましても、請求人に対して却下した旨の通知となります。

■ 監査の流れ



### 「団地の環境美化推進他に関する件」

佐々木町長が町政運営の基本姿勢として5項目を掲げて推進しておられ、順調に成果は上がっているものと拝察いたします。

利根町は茨城県44市町村の中で高齢化率46%と大子町に次いで2番目となっています。

筆者の住んでいる地区も高齢化率が高くなっており、各戸は勿論団地周辺の環境美化に対する配慮が段々疎かになっているのが実状です。

①住民が高齢化しており、各戸の樹木、雑草などの処理が大変になってきています。

メイン道路の銀杏も大木になってきており、春夏には、ひこばえの処理、冬には落葉の片付け等、浄水場、ウェルネスのグラウンド周りの草の処理等大変になっております。9月に浄水場の壁の周りに除草は役場で処理して頂きましたが、住民の高齢化により、周辺の除草、清掃が大変になってきております。

銀杏については、定期的に枝打ちを町役場の方で実施していますが、長期的にこの大木化した銀杏の処理はどう考えておられるのかお伺いしたい。

②空き地の草刈りについて

現在、当該地区の空き地で自治会に委託されているのは4件で、駐車場になっているのがかなり多く見られますが、その他は地権者が草刈りをやっているようですが、荒れ放題になっているのは散見される程度です。

地区内の空き地で、伸び放題になっており現在、町役場と地権者の間で懸案になっている問題があり対策中です。(この件は後述します※1)。

③空き家について

現状を調査したところでは、かなりの家が樹木、草等が伸び放題で環境上問題になっています。空き家については、持ち主に告知して定期的に処理してもらうことが必要です。

火事になり空き家になった場所もあり、速やかに対応いただきたいものもあります。

空き家については、持ち主と相談して再利用ができるよう改修して、第三者に有効に利用してもらうような対策も検討することも、町の活性化につながるかと思いますが如何でしょうか。

最近、ネパール、スリランカの若い人が数多く日本語学校に来町しているようですので、利根町にとっていい機会かと存じます。

3項空き地の対策要問題案件について状況は下記の通りとなっていますので、速やかに対策頂きたく宜しくお願いいたします。

(※1)

荒れ放題のある空き地について、約5年前に町役場に現状を報告して対策をお願いしまし

たが進展せず、当時の自治会役員と道路にはみ出した樹木、草を処理していましたが、その後、自治会の環境担当理事が真剣に動いてくれ、筆者も一緒になって樹木の伐採を実施してまいりました。

その後、町役場担当課のご配慮で地権者との連絡も取れ、町有地から櫟の種が飛散して、当該空き地に棲みついて大きくなってしまったのを根こそぎ撤去してもらう条件で折り合いがついたと伺っております。

問題解決すれば地権者は、毎年草刈りを実施して頂くことになってはいますが、道路に草木がはみ出しており、交通の妨げになっています。現在、その町有地には、櫟の大木2本が、残念ながら枯れてしまい、幹の皮が捲れており、無様な格好になっています。現状をそのままに放置しておくことは環境的にも問題です。速やかに対策を講じて頂きたく宜しくお願いいたします（根こそぎ伐採）。

今年5月にコロナの制約も緩和され、町内の散歩をしていると、不衛生なマスクごみがポイ捨てされおり、農免道路では車で袋ごと放り投げている輩もおるようです。相変わらず犬の糞害も後を絶ちません。

町のごみステーションについても、最近カラスの被害は減少傾向にありますが、住民のごみの出し方（時間、ごみ袋の詰め方（集積所でごみが零れてしまっている））にも問題があるようですし、ごみ収集の産廃車運転の方には、ごみ袋を車に収納した時に、散らばっていたごみの処理をお手数でも片付けて頂ければと思っております。住民一人一人がルールを守って清潔なごみステーションにしたいものです。

以上、利根町にはほかに大きな団地が多くあり、同様な問題を抱えていると拝察いたします。

本件、自治体（公助）、自治会（共助）、住民（自助）一体となり、美しく、住みよい高齢者に優しい街づくりに向かって対策を講じて頂きたく提言いたします。

## 回 答

### ①イチョウの木について

イチョウの木につきまして、長年にわたり沿線の皆様方には、落ち葉等の清掃を行って頂いており感謝申し上げます。

この清掃活動ですが、住民の方々の高齢化に伴い、困難になっているとのご意見も伺っており、加えて、伐採を希望するご意見もございます。

一方で、このイチョウ並木の景観が好きで、伐採に否定的なご意見もございます。

町といたしましても、定期的に剪定作業は行ってまいりますが、将来的なことを考えますと、今後、当該地区自治会としてのご意見を伺いながら、協議をしていきたいと考えております。

②空き地の草刈りについて（※1についての回答含む）

個別の案件を含む質問となりますので、一般的な空き家・空地の対応について以下のとおり回答いたします。

●空き家・空き地に対する相談を住民等より受ける



- (1) 該当地及び所有者等を調査
- (2) 現地確認及び現状写真撮影
- (3) 所有者宛に適正管理の通知を送付

《通知内容》

- ・ 該当物件の所在地
- ・ 相談内容
- ・ 該当物件の現状（別紙にて）
- ・ 今後の対応について
- ・ 参考：除草・剪定業者（シルバー人材センター）  
ハチの駆除業者  
解体業者  
一般廃棄物の業者

●改善が見られない場合には再度通知をし、適正管理をお願いしています。

（※1の質問の町有地について）

町有地の枯れた樫2本につきましては、倒木する危険がありましたので、去る11月9日、令和5年度の緊急工事により、根元からの伐採のみが完了している状況です。また、切り株につきましては、根っこが隣接地へ越境している個所も見受けられますので、ご指摘のあった空き地に残存している切り株も含めまして、伐根工事の予算を確保し、対応したいと考えております。

③空き家について

空き家につきましては、町全体で把握している件数は、令和5年4月1日現在415件ございます。ご指摘のとおり、樹木・草等が伸びており近隣住民の方にご迷惑をおかけしているところもございます。町といたしましては住民の方のご相談により、樹木・草等が伸びている空き家については、所有者の方に適正管理のお願いの通知と、現状写真や樹木の伐採、除草等を行っていただける業者等の紹介を同封し送付しているところです。早急に対応していただけない所有者の方もいらっしゃいますので、近隣の方にはご迷惑をおかけしておりますが、その点をご理解くださいますようお願いいたします。

所有者と連絡が取れないものにつきましては、個人情報の関係もございますので、法律で認められる範囲となってしまいますが、他の課との情報共有をし、連絡を取るために努力しているところでございます。状況によっては、近隣の住民の方にとって大変ご迷惑であり、危険な状況におよぶ可能性がございます。なかには、弁護士に相談し、今後の対応についてアドバイスを受け、業務を進めているものもございます。

また、空き家の再利用につきましては、「空き家・空き地バンク制度」というものがあります。制度の内容は、売買や賃貸を考えている所有者と不動産業者を、宅建協会経由で紹介し利根町公式ホームページにより「空き家・空き地バンクサイト」で情報発信を行い、買いたい方・借りたい方をお繋ぎするものでございます。空き家・空き地の所有者からの問い合わせや、おくやみ窓口で、制度のご紹介をしておりますが、現状といたしましては、制度を利用する方が少ない状況でございます。

#### ・ごみについて

町内の道路などには、マスク、空き缶、ペットボトルなど、ご指摘のありましたとおり、ポイ捨てされているごみが散見されております。町民の皆様には、クリーン作戦、自治会等によるごみ拾いなど、環境美化にご協力いただき感謝申し上げます。ごみを捨てないよう注意する看板も設置しておりますが、ごみのポイ捨てがなくなるのが現状でございます。

また、犬の排せつ物についても、飼い主の方には、かならず持ち帰るよう、パンフレットを配布して周知しているところでございますが、一部の心無い飼い主がいることが現状でございます。

集積所周辺に散らばったごみの清掃についても、集積所を利用されている方々が協力し、清掃していただいていることと思います。町のごみ収集運搬につきましては、町内の集積所のごみを塵芥車に積み込み、満載になりましたら龍ヶ崎地方塵芥処理組合へごみを搬入し、再び町内の集積所まで戻り、塵芥車にごみを積み込むという作業を、1日数回繰り返しております。処理場には、受け入れ終了時間がございますので、それに間に合うよう収集運搬しております。町民の皆様には、ご不便ご面倒をおかけすることと思いますが、集積所にごみを出す際には、ネットを確実にかけていただくことや、ネットがかかっていないごみに気が付いた場合には、ネットをかけていただくなど、引き続きご協力いただきますようお願い申し上げます。